

# 第4章

# 循環型社会の構築のための施策

基本目標を達成するために、3つの基本方針を定めて、各施策を展開していきます。

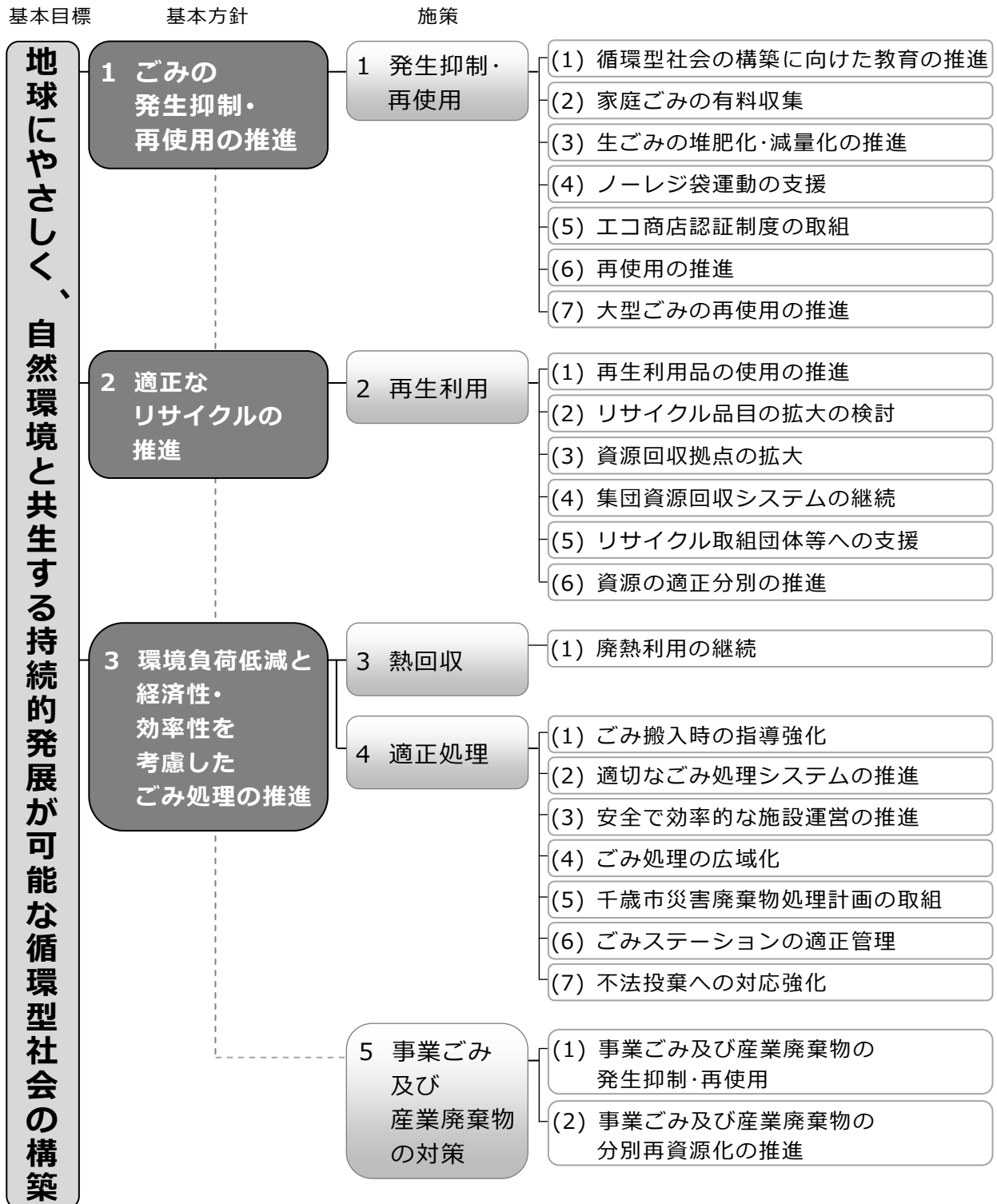


図 4 - 1 施策体系図

# 1 発生抑制・再使用の施策

基本目標の達成に向けて、ごみの発生抑制・再使用を今後更に推進していくために、市民や事業者のごみに関する意識改革が必要不可欠です。普及啓発や情報の共有を図ることによって、市民一人ひとりがごみ問題に関心を持ち、市民協働により、ごみの発生抑制・再使用を推進します。

## (1) 循環型社会の構築に向けた教育の推進

ごみの発生抑制や正しい排出方法など、循環型社会づくりについて関心を持ち、各自の責任と役割を理解してもらい、ごみの減量化・リサイクル等の具体的な行動に導くことが重要なことから、学校・家庭等での環境学習等の積極的な推進の継続に努めます。

- 学校と連携して、「ごみ減量・リサイクル標語」コンクールや環境センターの施設見学を継続するなど、環境教育の動機付けを図ります。
- 環境センターの施設見学では、不法投棄による環境問題に関する説明も併せて行い、環境教育の充実を図ります。
- 広報紙やインターネット等を活用して、ごみの分別排出方法など、必要な情報の発信を行い、日常的な啓発に努めます。
- 市民協働によりごみ減量・リサイクルを推進するため、出前講座などを活用した意見交換の場を提供し、情報提供・共有の継続を図ります。
- 燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装、有害ごみ、4種資源物、大型ごみ、使用済み小型家電、集団資源回収物及び民間資源回収物の分け方・出し方について取りまとめた「千歳市ごみ分別の手引き」を配布し、適正な分別・排出方法の周知の継続を図ります。
- 学校・町内会・各種団体等による環境センターの施設見学を積極的に受け入れて、ごみ問題に関する意識の啓発を図るとともに、ごみ処理への関心を深めてもらいます。
- 家庭ごみの減量マニュアル(仮称)を配布し、わかりやすく、無理なく継続的に実施できるごみ減量の取組事例を紹介することにより、ごみの発生抑制の推進に取り組めます。

### 【スケジュール】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33~H37	H38~H42
環境教育の動機付け	→	→	→	→	→	→	→	→
情報の提供	→	→	→	→	→	→	→	→
情報の共有	→	→	→	→	→	→	→	→
適正排出方法の周知	→	→	→	→	→	→	→	→
ごみ処理への関心	→	→	→	→	→	→	→	→
減量マニュアル(仮称)の配布	→	→	→	→	→	→	→	→

## (2) 家庭ごみの有料収集

適正な処理費用の確保に当たり、安定したごみ袋の供給や保管配送システムの維持に努めることとし、処理手数料は、家庭ごみの排出状況及びごみ処理費用の推移等を勘案しながら、基本的に計画の中間年次及び目標年次において見直ししていきます。

### 【スケジュール】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33~H37	H38~H42
家庭ごみの有料収集	→							→
	↑ 見直し					↑ 見直し	↑ 見直し	↑ 見直し

## (3) 生ごみの堆肥化・減量化の推進

平成26年度の分別排出調査では、燃やせるごみに生ごみ(厨芥)が48.0%含まれており、年間の燃やせるごみの内、生ごみは約6,300t/年と推定されます。このことから、家庭から排出される生ごみの堆肥化推進と市民のごみ減量意識の向上のため、生ごみ処理機及びコンポスト等の購入費助成と、各家庭で容易に取り組める段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化セットの普及を推進していきます。

- 小学校等に段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化セットを提供して給食の残り等を利用した生ごみの堆肥化の実体験と、生成された堆肥を学校花壇の肥料に活用するなど、循環型社会を身近に感じ、また学校などで学び、家庭で実践することで、継続的な取組が行えるような学習の機会を提供します。
- 市が作成する「こども環境白書」に生ごみの堆肥化・減量化に関する説明を記載し、毎年小学校に配布します。
- 事業者や一般廃棄物収集運搬許可業者に事業ごみの減量マニュアル(仮称)を配布し、事業ごみの減量化対策の普及を図ります。
- リサイクルフェスティバル等のイベントや出前講座で、電動生ごみ処理機や段ボール箱を利用した生ごみ堆肥化セット等の展示を行い、堆肥化の推進について周知を図ります。また、ちとせ消費者まつりにおいて、生ごみ水切りセットを配布して生ごみの減量化につなげます。
- 生ごみ発生の大きな要因の一つとなっている食べ残しを出来るだけ少なくするため、買い過ぎや作り過ぎを減らし、残った調理くずは水切りを徹底するなど、家庭における生ごみを減らす取組を広報紙・ホームページ等に掲載し、生ごみの減量化の普及啓発を推進します。
- 生ごみの水切りは、「絞り」や「乾燥」のひと手間をかけることにより、生ごみの減量効果が増すことから、家庭でできる方法について周知を図ります。

### 【スケジュール】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33~H37	H38~H42
教育機関等への学習機会の提供	→							→
事業者に対する減量化対策の普及	→							→
堆肥化推進の周知	→							→
生ごみ減量の普及啓発	→							→
生ごみ乾燥容器の提供推進の検討	→							→

#### (4) ノーレジ袋運動の支援

ノーレジ袋運動は、ごみの発生抑制・環境負荷の低減・環境に対する意識の向上などを目的とし、消費者と販売店が一体となって取り組むことができる身近な活動と言えます。

千歳市内でノーレジ袋運動に取り組んでいる協力店は、現在7店舗となっておりますが、これを拡大させるために、市民団体の活動を積極的に支援していきます。

また、買物袋の持参や、不要なレジ袋をもらわないことを市民に広く啓発するため、ちとせ消費者まつりなどのイベントでのマイバッグの配布や、千歳消費者協会と協働してレジ袋削減に向けた店頭啓発を継続します。

##### 【スケジュール】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33~H37	H38~H42
ノーレジ袋運動の支援	→						→	→

#### (5) エコ商店認証制度の取組

家庭から出るごみの減量化を図るためには、販売店・小売店の理解、協力が不可欠です。このことから、市では千歳市エコ商店認証制度実施要綱に基づき、地球環境に配慮した再生品やエコマーク商品の積極的な販売や包装の簡素化など、ごみ減量化・再資源化の推進に取り組んでいる小売店等をエコ商店として認証しています。

平成27年4月1日現在、92店舗がエコ商店に認証されており、その取組内容などについて広報紙・ホームページ等で紹介し、再生品やエコマーク商品の購入促進と3Rの推進に努めるとともに、今後もエコ商店の拡大を推進します。

##### 【スケジュール】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33~H37	H38~H42
エコ商店認証制度の取組	→						→	→

#### (6) 再使用の推進

- 広報紙・ホームページ等を通じて、長期間使用できる商品(繰り返し使えるもの、耐久性が良いもの、修理が容易なもの)やリペア(修理)サービス、リース及びレンタルサービスの活用など、再使用の推進を普及啓発します。
- 公共施設等に取り組んでいる洗い箸等のリユース商品の利用促進を継続するとともに、対象事業所の拡大に努め、市民のリユース商品の活用につながる啓発を推進します。

##### 【スケジュール】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33~H37	H38~H42
再使用の推進	→						→	→
洗い箸等の利用促進	→						→	→

#### (7) 大型ごみの再使用の推進

大型ごみを修理し、リサイクルフェスティバル等で安価で提供するなど、資源の有効活用を図り、大型ごみの再使用を推進します。

##### 【スケジュール】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33~H37	H38~H42
大型ごみの再使用の推進	→						→	→

## 2 再生利用の施策

リサイクル品目の拡大や集団資源回収システムの運用など、再生利用に取り組みやすい環境を整備し、市民、事業者と協働して施策を推進します。

### (1) 再生利用品の使用の推進

広報紙・ホームページ等を通じて、リサイクルが容易な商品の紹介など、再生利用品の使用推進を普及啓発します。

#### 【スケジュール】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33~H37	H38~H42
再生利用品の使用推進	→						→	→

### (2) リサイクル品目の拡大

循環型社会の構築に向け、平成23年10月からプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、平成26年4月からは使用済み小型家電の無料回収を実施しています。

今後、その他紙製容器包装の再資源化について、平成32年度以降からの実施を検討します。

また、その他の品目の再資源化の拡大についても検討を進めます。

#### 【スケジュール】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33~H37	H38~H42
リサイクル品目の拡大	→						→	→

### (3) 資源回収拠点の拡大

現在、コミュニティセンターや総合福祉センター等で、使用済み小型家電や民間資源回収物の回収を実施しています。

今後も、多くの市民が資源を出しやすく、かつ品質の高い資源を効率的に回収できる環境を整備するため、公共施設等での回収のほか、市民が自主的に資源物を持ち込める回収拠点づくりに努めます。

#### 【スケジュール】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33~H37	H38~H42
資源回収拠点の拡大	→						→	→

#### (4) 集団資源回収システムの継続

平成24年10月から、集団資源回収の回収方式を、奨励金方式に移行した結果、回収に参加する団体の登録数が毎年増加しています。また、回収方法も登録市民協力団体と公益財団法人ちとせ環境と緑の財団に登録している回収業者との契約により、資源物の土曜日・日曜日の回収や戸別回収なども可能になっています。

今後も、公益財団法人ちとせ環境と緑の財団と連携し、事業の安定した運用に努めていきます。

##### 【スケジュール】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33~H37	H38~H42	
集団資源回収システムの推進	→							→	

#### (5) リサイクル取組団体等への支援

割り箸・古衣料・家庭用廃食用油・ペットボトルのキャップ・紙パックなどのリサイクルに取り組んでいる市民団体等と連携し、3Rの推進に向けた活動内容やイベント等を、広報紙・ホームページなどを通じて広く市民に周知し、市民団体等の取組を支援するとともに、市民のリサイクル意識の高揚に努めます。

##### 【スケジュール】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33~H37	H38~H42	
リサイクル取組団体等への支援	→							→	

#### (6) 資源の適正分別の推進

平成23年10月から分別収集を開始したプラスチック製容器包装は、燃やせないごみなどの不純物が多く混入した状態で分別排出されている状況です。また、プラスチック製容器包装や4種資源物の、燃やせないごみへの混入も見受けられます。リサイクルのさらなる推進のために、市民に対して資源の適正な分別排出方法の理解と周知の徹底が必要です。

今後、広報紙やインターネット等を活用して、ごみの分別排出方法など必要な情報の発信を行い、適正分別排出の徹底を普及啓発していきます。

##### 【スケジュール】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33~H37	H38~H42	
資源の適正分別推進	→							→	

### 3 熱回収の施策

#### (1) 廃熱利用の継続

循環型社会推進基本法では、発生抑制・再使用・再生利用を図ったうえで、排出されるごみの内、焼却可能なものは、サーマルリサイクル<sup>※38</sup>として熱回収することとしています。

現在、焼却処理場では、焼却熱を廃熱ボイラーで回収しており、構内の給湯・暖房に利用しているほか、平成14年度からは下水道の汚泥処理施設へ熱供給を行っています。

平成35年度まで、現施設において、ごみ焼却に伴う熱エネルギーの回収と有効利用の継続に努め、地球環境に与える負荷の低減を図っていきます。

#### 【スケジュール】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37	H38～H42
廃熱利用の継続	→						→	

※38 サーマルリサイクル：熱を回収することで、循環型社会を構築する考え方です。近年、サーマルリカバリーとも言われています。

## 4 適正処理の施策

### (1) ごみ搬入時の指導強化

#### ア 搬入時の指導強化

ごみの適切な分別排出が適正処理につながるため、搬入時に、ごみの品目・内容物の確認作業を強化し、不適物の排除に努めます。

- 各処理施設において、適正搬入の指導を継続するとともに、構内巡視の強化や破碎処理場内のダンピングボックスにおける搬入物の展開検査を実施し、分別の徹底を図ります。
- 不適正排出は、ごみ処理の過程において爆発などが発生したり、施設の稼働停止につながるケースがあることから、市民・事業者に対し分別の徹底について啓発活動を強化します。
- 不適正排出物が多い事業者については、搬入物の調査により分別状況を把握し、排出事業者に対する適正な分別排出と収集運搬業者に対する適正な搬入の徹底を指導します。

#### イ マニフェストの適正運用の推進

産業廃棄物は、マニフェスト<sup>※39</sup>により発生から埋立処分までの処理過程を一元管理することが義務付けられています。排出事業者及び処理業者においてマニフェストの適正な運用を励行するよう指導します。

#### 【スケジュール】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33~H37	H38~H42	
搬入時の指導強化	→							→	→
マニフェストの適正運用の推進	→					→	→	→	

### (2) 適切にごみ処理システムの推進

- 燃やせるごみ・燃やせないごみ・プラスチック製容器包装・有害ごみ・4種資源物の収集方式は、効率的で市民負担が安価であるステーション収集を継続します。
- 大型ごみは、戸別収集方式を継続し、市民が分かりやすい統一料金とし、不適正排出の抑制に努めます。
- 大型ごみを自宅前まで搬出することが困難な高齢者や体の不自由な方に対する支援体制として、住居内から大型ごみを搬出する「ふれあい収集」を継続し、市民サービスの提供に努めます。
- 家庭ごみの収集運搬業務は、収集地域の拡大及び収集量の動向に基づいた車両台数や人員の見直しを行うなど、今後も効率化を推進します。

※39 マニフェスト：産業廃棄物排出事業者が、収集運搬業者又は、処分業者に対して産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、委託した廃棄物の最終処分までの流れを常に把握して、不法投棄を防止し、適正な処理が行われるように監視するためのものです。



【スケジュール】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37	H38～H42
ステーション収集の継続							→	→
大型ごみの適正排出							→	→
ふれあい収集の継続							→	→
家庭ごみ収集運搬業務の効率化							→	→

(3) 安全で効率的な施設運営の推進

- ごみ処理施設の運転管理業務については、安全で安心できる施設運営と、専門的知識・民間の技術力を活用する効率的な施設運営及びごみ処理費用の抑制を目的とし、平成24年度から、焼却処理場・破砕処理場・最終処分場・リサイクルセンター・計量所の運転管理を一括して民間委託しており、今後も、安全で効率的な施設運営を継続して推進します。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律など地球温暖化対策関連の法令に基づき、処理施設に課せられる温室効果ガス排出量の規制を遵守します。
- ごみ処理施設の機器補修や更新時においては、温室効果ガスの排出量削減を目指した設備・機器の選定に努めます。

【スケジュール】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37	H38～H42
ごみ処理施設運転管理業務の効率的な運営							→	→
大気・水質測定結果の情報公開							→	→
温室効果ガス排出量の削減及び関係法令の遵守							→	→

(4) ごみ処理の広域化

道央廃棄物処理組合が策定した「ごみ処理広域化基本計画」では、焼却施設の基本方針として、市の現焼却施設の更新時期を踏まえ、平成36年度から広域の焼却施設を稼働する計画としています。

今後は、広域の焼却施設の整備に向けて、組合に加入している関係市町とともに連携・協力して円滑に事業を推進する必要があります。

その他の中間処理及び最終処分の広域化については、平成31年度以降、道央廃棄物処理組合において、関係市町と方向性について協議・検討していきます。

【スケジュール】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37	H38～H42
広域の焼却施設の稼働							→	→
焼却処理以外の ごみ処理広域化の検討							→	→

## (5) 千歳市災害廃棄物処理計画の取組

大規模な地震や水害の発生時には被害が広範囲に及ぶほか、ライフラインの途絶などの社会的影響が考えられると同時に大量のごみの排出が想定されるうえ、交通網が麻痺し、ごみを処理する際にも収集運搬・処理を行うことが困難になることが考えられます。

このことから、一般廃棄物の統括的な処理責任のある市と、廃棄物処理事業者が、緊急事態が発生した場合でも、その処理が継続できるように、国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、平成27年度に策定した「千歳市災害廃棄物処理計画」に則り、災害で発生したごみ処理を円滑に行えるよう取り組みます。

### 【スケジュール】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37	H38～H42
千歳市災害廃棄物処理計画の推進						→	→	→

## (6) ごみステーションの適正管理

### ア ごみステーションの管理

ごみステーションへの不法投棄及び不適正排出に対し、町内会等の協力を得て、適正管理による排出環境及び公衆衛生の向上に努めます。

- ごみステーション設置要領に基づき、適正配置及び管理責任の明確化を図り、清潔で安全かつ適正な管理ができるよう、町内会等との協力による管理体制を強化していきます。
- 適正ごみ処理推進員と連携し、排出方法の周知・指導を徹底します。

### イ 集合住宅のごみ保管場所の設置要請

平成5年4月以降に建設された6戸以上の共同住宅には、家庭ごみ保管場所の設置義務があります。5戸以下及び平成5年3月以前に建設された共同住宅についても、管理会社・所有者に対する専用ごみボックスの設置要請を継続し、排出環境の整備と公衆衛生の向上を図ります。

### 【スケジュール】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37	H38～H42
ごみステーションの適正管理						→	→	→
排出方法の周知・指導の徹底						→	→	→
集合住宅のごみ保管場所の設置要請						→	→	→

## (7) 不法投棄への対応強化

不法投棄及び不適正排出の防止・抑制を図るため、次の施策を継続して推進します。

- 適正ごみ処理推進員や町内会との連携を強化して、迅速な対応に努めるとともに、不適正排出者に対する適正排出方法の周知については、戸別訪問・指導を実施します。
- 転入者に対しては、転入手続き時、又は管理会社等を通じて「千歳市ごみ分別の手引き」・「クリーンシティちとせ」等の配布を行い、適正排出方法の周知を継続するとともに、これらの資料を公共施設等に配置して、市民周知を図ります。
- 不法投棄及び不適正排出の多い地区を重点的に巡視するとともに、不法投棄専用電話、不法投棄防止看板及びのぼりの設置、北海道警察との連携などにより、不法投棄の防止・摘発に努めます。
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、不法投棄に対して、個人では5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、法人では3億円以下の罰金となっていますが、市においても改善及び措置命令等に従わない悪質な事案については、氏名の公表などを行うとともに、広報紙・ホームページ等により、不法投棄は犯罪であることの周知を図ります。
- 市内部の関係部署をはじめとして、国土交通省北海道開発局、森林管理署、北海道石狩振興局、空知総合振興局札幌建設管理部、北海道警察、タクシー会社等との連携を強化し、ポイ捨てを含めた不法投棄の防止と抑制を図るとともに、適切かつ迅速に対応します。

### 【スケジュール】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37	H38～H42
適正ごみ処理推進員による指導	→							
転入者に対する適正排出方法の周知	→							
巡視、看板・のぼりの設置、警察との連携などによる不法投棄の防止・摘発	→							
罰則制度の周知	→							
関係部署・事業者との連携による防止・抑制	→							

## 5 事業ごみ及び産業廃棄物の対策

市が処理している産業廃棄物は大幅に減量していますが、事業ごみは家庭ごみに比べて、減量化の度合いが低い状況にあります。循環型社会を構築するために、事業者自らによる減量化・再資源化の取組が進むように、また、一般廃棄物収集運搬許可業者の協力も含め、発生抑制及び再資源化に必要な施策を推進します。

### (1) 事業ごみ及び産業廃棄物の発生抑制・再使用

事業者に対し、事業ごみの発生抑制・再使用について理解を深めてもらい、施策への協力と循環型社会の構築に関する意識の向上を図ります。

- 広報紙・ホームページ等により、3Rに関する情報を提供します。
- 減量化と再資源化の動機付け及び排出者責任の明確化を目的として、事業系一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処分費用を、基本的に5年ごとに見直していきます。
- 事業ごみの発生抑制と再使用に関する意識啓発と実践を目的に、事業者や一般廃棄物収集運搬業許可業者に、「事業ごみの減量マニュアル(仮称)」を配布し、事業者責務の周知や発生抑制・再使用・再資源化に関する取組事例等の情報提供を行います。
- 事業ごみの多量排出事業者に対して、発生抑制の指導を行います。
- 事業ごみの多量排出事業者に対して、廃棄物減量計画の提出を要請することを検討します。

#### 【スケジュール】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33~H37	H38~H42
情報の提供	→							
処理手数料の5年ごとの見直し	→							
事業ごみの減量マニュアル(仮称)の配布	→							
事業ごみの多量排出事業者に対する発生抑制の指導	→							
事業ごみの多量排出事業者に対する廃棄物減量計画提出の要請	→							

## (2) 事業ごみ及び産業廃棄物の分別再資源化の推進

分別及びリサイクルを推進するため、リサイクル意識の啓発を継続して実施します。

- 事業ごみの分別再資源化を推進するため、排出事業者へ向けた再資源化事業者の紹介などのほか、事業ごみの減量マニュアル(仮称)・広報紙・ホームページなどを通じてリサイクル意識の啓発を図ります。
- 一般廃棄物収集運搬許可業者に、資源の分別収集の重要性について理解を求め、排出事業者に対する助言を行うなど今後も協力を求めています。
- 建設リサイクル法ではリサイクルが義務付けられていない小規模な工事においても、木材やコンクリートくず等の建設廃材のリサイクルが推進されるよう、排出事業者や千歳建設業協会等に対し、同法の精神に則った意識啓発を図ります。
- 再資源化が可能な事業ごみ及び産業廃棄物については、民間処理施設による再資源化ルートを活用した再資源化を促進します。

### 【スケジュール】

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33~H37	H38~H42
再資源化事業者の紹介						→	→	→
許可業者による資源分別収集の協力						→	→	→
排出事業者への意識啓発						→	→	→
産業廃棄物のリサイクル促進						→	→	→

## 6 施策の進行管理

本計画をより実効性のあるものとするため、各年度において、ごみの減量目標やリサイクル目標等を含めた各施策の進捗状況を把握し、現状の分析や課題を抽出することにより、今後の施策における取組についての進行管理と検討を行い、目標が達成されるよう必要な施策展開を柔軟に行います。

また、目標達成状況等については、ホームページなどにより公表していきます。